

令和 2 年 第 5 回 臨時 会

孺 恋 村 議 会 会 議 録

令 和 2 年 7 月 13 日 開 会

令 和 2 年 7 月 13 日 閉 会

孺 恋 村 議 会

令和2年第5回孺恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月13日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第52号の上程、説明	4
○議案第53号の上程、説明	4
○議案第54号の上程、説明	5
○議案第55号の上程、説明	7
○議案第52号の質疑、討論、採決	8
○議案第53号の質疑、討論、採決	13
○議案第54号の質疑、討論、採決	14
○議案第55号の質疑、討論、採決	17
○閉議及び閉会の宣告	18
○署名議員	19

令和 2 年 第 5 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第5回嬭恋村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和2年7月13日(月)午前10時01分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第52号 嬭恋村農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の制定について
て
日程第 4 議案第53号 指定管理者の指定について(嬭恋村農産物等直売所)
日程第 5 議案第54号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算(第6号)
日程第 6 議案第55号 工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	黒岩崇明君
総合政策課長	佐藤幸光君	税務課長	滝沢文彦君

住民福祉課長	熊川真津美君	建設課長	滝沢勇司君
農林振興課長	横沢貴博君	観光商工課長	地田繁君
上下水道課長	宮崎忠君	教育委員会 長	熊川武彦君
会計管理者	宮崎由美子君	事務局 地域交流推進 室	宮崎貴君

事務局職員出席者

議会事務局長	土屋和久	書記	宮崎剛
--------	------	----	-----

開議 午前10時01分

◎開会及び開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第5回婦恋村議会臨時会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に、羽生田宗俊君、大野克美君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

お諮りいたします。本日提出されました日程第3、議案第52号から日程第6、議案第55

号については、提案説明までさせていただき、全員協議会で議案審査を行った後、質疑、討論、採決を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第55号は全員協議会終了後、議案審査することにいたします。

◎議案第52号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第3、議案第52号 婦恋村農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第52号の提案理由を説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第1項の規定により、婦恋村農産物等直売所の設置及び管理に関する条例を制定したいので、本案を提出したものでございます。

慎重審議をご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎議案第53号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第4、議案第53号 指定管理者の指定について（婦恋村農産物等直売所）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第53号の提案理由を説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第2項に基づき、有限会社卸売センターサンエイを指定管理者と

して指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◎議案第54号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第5、議案第54号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第54号の提案理由を説明させていただきます。

議案第54号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を説明いたします。

歳入歳出それぞれ2,888万8,000円を追加させていただき、歳入歳出総額92億5,814万円とするものでございます。主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策関連事業経費及び村税過誤納付還付金となります。村税過誤納付還付金につきましては、法人税の歳出還付が課題となったことによるものでございます。その他、民事裁判に関わる顧問弁護士委託料及びGIGAスクール対応経費として小中学校のLAN配線工事費について追加計上させていただいております。

以上、大変雑駁ではありますが、私からの提案理由とさせていただきます。

なお、補正予算の詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第54号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第6号）について詳細説明をいたします。

令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,888万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億5,814万円といたします。

内訳については、6ページをお願いいたします。

6ページ、歳入でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金補正額2,888万8,000円の増額でございます。

内訳につきましては、説明欄を御覧ください。

説明欄ですが、同じく財政調整基金繰入金として2,888万8,000円としております。

7ページをお願いいたします。

歳出の内訳でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費補正額816万円の増額でございます。説明欄でございますが、移住定住促進事業として地域交流センターエアコン設置工事530万円、SDGs推進事業としてエコバッグ代及びエコバッグデザイン業務委託料で286万円の増でございます。

11目諸費補正額486万8,000円の増額でございます。説明欄ですが、顧問弁護士委託料事業、民事裁判に関わる顧問弁護士委託料として484万6,000円。これについては別荘地内の道路補修等について民事裁判が確定いたしましたので、弁護士費用をお支払いするものでございます。

それから、自治振興功労者表彰事業としては2万2,000円。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費補正額500万円の増額でございます。説明欄ですが、村税賦課徴収事業として村税過誤納還付金として500万円を見ております。

8ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、8目老人福祉施設運営費補正額400万円の増額でございます。説明欄ですが、デイサービスセンター管理事業として空調設備設置工事として400万円を見ております。これについてはエアコンの設置等を予定しております。

9款消防費、1項消防費、5目災害対策費補正額336万円の増額でございます。説明欄ですが、災害対策事業として避難所の非常用電源工事、これについては田代の発電機の追加工事になりますが73万円。それから、新型コロナウイルス感染症対策事業（避難所対応）といたしまして、避難所対応用消耗品150万円。それから、備蓄用消耗品113万円。合わせて263万円の増額としております。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費補正額250万円の増額でございます。説明欄ですが、小学校管理事業、小学校工事費として250万円です。

9ページをお願いいたします。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費補正額100万円の増額でございます。説明欄ですが、中学校管理事業として孺恋中学校の工事費、先ほど村長が説明しましたLAN工事になろうかと思いますが、100万円の増額としております。

以上、簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第6、議案第55号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第55号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年孺恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第55号 工事請負契約の変更について詳細説明をいたします。

工事名、孺恋村デジタル防災行政無線（同報系）整備工事。

契約金額、変更前ですが、5億5,229万400円。変更後ですが、5億4,644万7,600円。これについては減額の584万2,800円でございます。

主な変更内容でございますが、戸別受信機の設置の数が減ったもので減額となったものでございます。

工事場所については、孺恋村村内全域でございます。

契約の相手方ですが、埼玉県さいたま市中央区新都心4-1、パナソニックシステムソリ

ューションズジャパン株式会社関越社社長、屋代幸貞氏でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前11時51分

○議長（松本 幸君） 再開いたします。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 議案第52号 孺恋村農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 3点ほど質問したいと思います。

まず、今工事中のもの、農産物等直売所は引渡しがいつで、オープン予定はいつにしようとしているのか、今現在分かるようでしたら教えていただきたいと思います。

それから、先ほどの全員協議会でも言いましたけれども、ほかの20%とか22%はその中、運営協議会では皆様納得したみたいだというふうなことであったんですけども、エゴマに対して1キロ700円というものの根拠はどのようにして決めたのか、私はいまだにやっぱり高いと思っているんですけども、その点について説明をしていただきたいと思います。

それから、先ほどの報告を受けて、運営協議会等でいっぱいせっかくやってもらったから継続することが大事というのがすごく意見の中にもあったし、村長からもありましたけれども、それでは継続してもらいたいから、村としてはずっと補助金を出したりするのか、それとか使用料、先ほども出ましたけれども、使用料は大変そうだから取らないようにしようとか、免除するのとか、減額するとか、そういうふうにしていくのか、その辺の継続

するということに重視を置き過ぎて、何かまた村がスキー場のときのようにお金を出し続けるようになったら、私としては困るなと思っているので、その辺の当局の考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員の御質問、3点ということでお答えしたいと思えます。

現在、分かっております引渡し期日等についてでございますが、7月15日に一部検査をさせていただきます引渡しというふうになっております。

それと、オープン式典のことでございますけれども、7月29日ぐらいをめどにプレオープンをさせていただきますして、このままご承認いただいた後の話でございますが、8月1日にオープン式典をできればというふうな予定で現在進めさせていただいているところでございます。

それと、2点目、エゴマの700円の根拠ということでございますけれども、これは今現在販売する加工品は皆さん東北のほうへ郵送してやられておりまして、そこでありますとか、長和町の例を参考にさせていただいて、それを根拠として算出したものでございます。

それと、継続というか、先ほどの全員協議会の中でもご説明したと思えますけれども、やはり売る場所がなくなれば生産者、皆さんに迷惑がかかるといいますか、それあってのというふうな話も先ほどもさせていただいたとおりでありまして、継続するというを第一に考えていきたいというふうに思っておりますし、伊藤議員がご心配のように、ずっと垂れ流しのようというふうなことを含めて、よく、補助金の要綱を1年限りということで一応切らせていただきました。そこでまた運営状況を見ながら、運営協議会のほうに諮ってというふうな決定でいきたいというふうに先ほど説明をさせていただいたとおりでございますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今お聞きしましたら、7月29がプレオープン、8月1日が正式に式典をしながらということで、私としてはまだ時間があるなというふうに思ったので、先ほど、全員協議会のときに出したように、私は村の姿勢をもう少しきちんとしてほしいと思うので、質問を受けて、ちょっともう一度会議を持ってほしいという提案をしたいという思いですけ

れども、例えば、先ほどここに水車の議案書を持ってきていますけれども、年末には30万円納めるものとする、2項として協議もあるというけれども、それは社会状況、物価がすごく何かだとか、そういう理由があつてのことなので、やっぱり本人がきちんと運営をしようとする姿勢でやらないと駄目だなというのがすごくあったわけですがけれども。

だから、先ほど全員協議会で述べたように、私としては今回の指定管理者にもきちんと応募のときにあったような、相手が、使用料返ってこなかったというんじゃなくて、村がプロポーザルでやったのにはそうやって書いていたんだから、そこがうたわれていなければ、条例とか規則をきちんとやるべき村がやらないで、相手の出方とか、そういうことでやっていくのでは私は納得いかないの、もう一度この会議を持って行ってほしいということで、村長のほうに質問したいと思います。

先ほど、継続についてですけれども、それもやっぱり村がきちんと指定管理制度の意義をしっかりとつかんで、本当に民間活用するなら民間が一生懸命やるようなシステムづくりをしていかないといけないと思うので、一応補助金は1年度限りで打ち止めしたというけれども、先ほどの全員協議会の中では、まだそれで大変そうだったら、また声が上がったら出し続けるような雰囲気も感じたので、その辺については村長のほうにお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目で、もう一度会議をどうかというお話でございました。先ほどの全員協議会でもお話をさせていただきましたとおり、過日の運営協議会、しっかりと協議をいただきましたので、その意見を尊重し、3月末をめどに出た数字等については半額補助をし、さらに運営協議会で協議するという事は運営協議会でも合意を得ておりますので、そういう方向でしっかり会議は持っていきたい。また、随時必要があれば運営協議会は開催するという事で先ほど申しましたが、そのつもりでおりますので、会議についてはご理解いただきたいと思っています。

それから、垂れ流しで補助金というつもりは毛頭なくて、運営協議会のほうでも、また担当からも先ほど申させていただきましたが、設管条例となったと、5月31日で一旦はこの要綱は効力を失うとあるとおりでございまして、それも相手となるべき当事者についてもお話を既にしておいて、合意を得ておりますので、それをご理解をいただきたいと思っていますので、

よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

御意見ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 私は、今回の件につきましては、反対が9割、賛成が1割ということで討論させていただきます。

私は、もう前々から20%は高いと言ってきました。農林課長、村長も知っていてか知らんか知りませんが、一度出して、2度目に出して、これは駄目だと言われて、3度目にも出したと、同じこれを出して協議をしたということなら、これを最初から出されれば、誰もこれに対していろいろ言う人はないと思います。何で10%というものを出さなかったのかと、私はそれを言いたかったんだね、これを最初から。私よく言ったよね、役人根性だと、これでは大体いいじゃないですかということで納得だと思えます。村長も大分自信持って納得していましたと言ったけれども、私はちょっと足りなかったと、もうちょい愛情があれば、こういう方法もあるけれどもということで出していただいて、どちらですかと行って、それで初めて決まればいいじゃないかと、私はそう感じたんです、今回ね。だから今回は1割は賛成します。

しかし、この次はこういうことがあれば絶対に賛成はしません。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、本当にこの直売所はみんなが望んでいるので、早くと思ったんですけれども、やっぱり急ぐあまりにきちんとやるべきことをやらないで賛成するわけにはいかないので、先ほど村長に提案しましたけれども、もう一度、村がプロポーザルで出したものをきちんと示して、それで村が一貫してやらないと、先ほど水車のことが出て、いや、何かあまり儲かっていなさそうだから30万円もらうのはどうかという、そういう曖昧な態度でやるのでは議会に出された指定管理者の指定、水車の、そこにちゃんと本会議場でうたわれたものがそのように曖昧に扱われているようでは私は先ほどから言っているように条例、

規則に沿ってやろうとしている村が曖昧では、これからのこの直売所の運営が本当にどうなるかという心配もありますので、もう一度原点に戻ってきちんとやってから、私はオープンしたいと。

村の莫大な予算を積んだものを本当に村民のために、村を訪れる観光客のため、そして、生産者の人がおいしいものを作って出せるという、そういった場所にしていけるように、きちんと村の方向づけをしてほしいという一貫した態度をしてほしいという思いで、もう一度こういう会議をやっていただきたいという提案をして、反対としたいと思います。

○議長（松本 幸君） 上坂議員。

○4番（上坂建司君） 直売所の協議会で、議長は公金施設、流通の基盤、観光の拠点としての位置づけの設置ということで、地域の振興・活性化につなげていく施設、お年寄りの小遣い稼ぎの場として活用でき、誰もが進んで出品できる場の提供を第一に進んできたと認識していると。手数料20%、22%以内について高いとの議論があった。

私も全く同意見で、条例として現在、この農産物の手数料とか、これに対しては反対の討論をします。お願いします。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

土屋議員。

○6番（土屋幸雄君） 賛成の討論をさせていただきます。

婦恋村の公共というか、公的な直売所は婦恋村には今までなかったんでございますけれども、村の皆さんに造っていただきまして、それであるとは農家の立場に立った農産物直売所ということでございますが、農家の方に本当に喜んでもらえるような、そういった農家優先の立場で多くにぎわってもらえるような直売所にぜひしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。ちょっとすみません、もう一度お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 議案第53号 指定管理者の指定について（婦恋村農産物等直売所）を議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 座ったままで。

○議長（松本 幸君） 座ったままで結構です。

○10番（大久保 守君） 候補者の履歴の中で、これはどなたでもよろしいので、取締役でも何でもよろしいんですけれども、渋沢さんは取締役ということでもよろしいのでしょうか。代表権は持っていないと。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 大久保議員のご質問でございますが、登記書というんでしょうか、全部事項証明書のことを記載させていただいたものでございますので、このとおりと認識しております。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

上坂議員。

○4番（上坂建司君） 私は、この管理者の指定について反対の討論をします。

なぜかという、まず、今の状況では中身がはっきりしない。それから、5年間も継続して、このまいうやむやにやってもらったんじゃ困るので、せめて7年3月31日まででなく、約3年の4年3月31日までならばいいと思いますが、この契約書どおりの7年3月31日までということに対してはまだまだいろいろ問題が山積しているもので、内容の変更等も含めて、

もう一度よく考え直す必要があると思います。

反対します。反対の討論とします。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、候補者として挙げられている方については何もないんですけども、先ほどから申し述べていますけれども、まず、応募の方法で平成31年にやっているわけですけれども、プロポーザル、ネットで。

でも、指定管理者の村の条例を見ると広報と、それからインターネットとか広く告知するというふうになっているけれども、広報には載せていなかったように一応担当課に聞いたと言っていましたけれども、載せていたら申し訳ないんですけども、そういった公募の仕方をして決めたということではやっぱり村が、先ほどから本当に条例、規則、自分たちの決めたものに従って行政執行しているかどうか疑問なので、やはりあと先ほどの設管条例と同じですけれども、そういった趣旨があるので、もう少し時間があるから、基本に戻ってやっていただきたいという思いがありますので、反対します。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 議案第54号 令和2年孺恋村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 8ページですけれども、すみません、エコバッグのことを書いているところ、どこでしたっけ。

〔「7ページです」と呼ぶ者あり〕

○9番（伊藤洋子君） 7ページですね。これは具体的にはどのようなことをやろうとしているのか説明していただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員さんのエコバッグの件の質問ですけれども、7月1日からレジ袋の有料化に伴いまして、取りあえず今考えているのは村内各世帯に4,000個を作って配布したいと考えています。

その中に、取りあえず食品ロスですとか環境保護というようなちょっとデザインと文言を入れたものを作って、各世帯にお配りしたいと考えております。大きさについては買物籠にちょうど収まるようなちょっと大きめの袋を作って、村民に環境の保全ですとか、そういったことも訴えつつ皆さんに利用していただければいいかなということで、今回提案させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江議員。

○5番（佐藤鈴江君） 同じく7ページの諸費のところなのですが、民事裁判に関わる顧問弁護士委託料なんですけれども、先ほどの説明では別荘地の道路ということですが、場所はどこなんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えします。

浅間高原にある分譲地名は、三井物産の別荘地内の道路になります。よろしく願いします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 同じく7ページの賦課徴収費の中で、今回、還付金が500万円出ているようですけれども、これはどうしたんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 滝沢文彦君登壇〕

○税務課長（滝沢文彦君） 大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

法人村民税につきまして、予定納税という制度がございまして、予定納税された税金に対しまして確定申告でマイナスが出たための還付となった次第であります。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） この予算がコロナ対策も若干入っているわけですが、国のほうが2次補正をやって、県とかにも来て、各自治体の予定額も出ていると思うんですけども、それはまだ今回は無理だったのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

地方創生の臨時交付金の配分額ですが、既に発表がございまして、婦恋村についてはちょっと今具体的に言えないんですけども、2億2,000万円ほどですかね、決まっております。

申込みは、9月末までに決めればということで予定していますので、これから詰めて、9月の補正予算を通して、それから国のほうに申請をしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「答弁」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） すみません、建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 先ほどの浅間高原の別荘地の答弁で、三井物産というふうに説明したんですが、三井不動産ということで訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 議案第55号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど、この理由が戸別受信機の数が減ったということですがけれども、今、別荘地に移住者が増えているとかと言われてはいますが、その辺は十分ストックはあって、欲しいときには買えるようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

[総務課長 黒岩崇明君登壇]

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

戸別受信機は、現在4,000個を既に購入しております。それで今回、2,813個は設置を既にされております。今回の減額は設置工事のほうの減額ということで、戸別受信機についてはストックがありますので、今後設置は可能だと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（松本 幸君） 以上をもって、付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和2年第5回嬭恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長 松 本 幸

署 名 議 員 羽 生 田 宗 俊

署 名 議 員 大 野 克 美